◇**保険業法施行令の一部を改正する政令**（政令第一一二号）（金融庁・財務省）

1　保険業法等の一部を改正する法律の規定により、生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関して設けられている政府補助を可能とする特例措置が平成二九年三月末まで延長されるため、生命保険契約者保護機構の特例会員に関する規定の整備を行うこととした。（附則第八条の五関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**児童手当法施行令の一部を改正する政令**（政令第一一三号）（厚生労働省）

一　児童手当法施行令の一部改正関係

1　児童手当の支給に係る所得制限の基準となる額を改定することとした。（第一条関係）

2　児童手当法（昭和四六年法律第七三号。以下「法」という。）第二二条の四第一項の規定により徴収することができる法第二二条の三第一項に規定する保育料（2において「保育料」という。）は、次に掲げる児童手当の区分に応じ、それぞれ次に定める年度において行われる保育に係る保育料とすることとした。（第九条の二関係）

㈠　毎年四月から翌年一月までの月分の児童手当　当該児童手当の支払期月の属する年度

㈡　毎年二月及び三月の月分の児童手当　当該児童手当の支払期月の属する年度の前年度

3　法附則第二条第一項の給付（3において「特例給付」という。）について法の規定を適用する場合における必要な技術的読替え、特例給付に係る認定の特例その他特例給付に関し必要な事項を定めることとした。（第一〇条～第一四条関係）

二　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇**平成二十四年度における平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用する児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法並びに児童手当法に基づき一般事業主から徴収する拠出金に係る拠出金率を定める政令**（政令第一一四号）（厚生労働省）

1　平成二十四年度における平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二三年法律第一〇七号）第二〇条第一項、第三項及び第五項の規定により適用する児童手当法の一部を改正する法律（平成二四年法律第二四号）附則第一二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四六年法律第七三号）第二一条第一項の拠出金率並びに児童手当法第二一条第一項の拠出金率は、合わせて一、〇〇〇分の一・五とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇**福島復興再生特別措置法施行令**（政令第一一五号）（復興庁）

1　福島復興再生特別措置法第二四条の政令で定める行為を定めることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。（附則第一条関係）

3　その他所要の規定を整備することとした。（附則第二条関係）

法　律

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第八号

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律

豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条の五を第十三条の八とし、第十三条の四を第十三条の六とし、同条の次に次の一条を加える。

（雪冷熱エネルギーの活用促進）

第十三条の七　国及び地方公共団体は、豪雪地帯における雪の冷熱をエネルギー源として活用した施設の整備その他の取組が促進されるよう適切な配慮をするものとする。

第十三条の三を第十三条の五とし、第十三条の二の次に次の二条を加える。

（除排雪の体制の整備）

第十三条の三　国及び地方公共団体は、豪雪地帯において人口の減少、高齢化の進展等により除排雪の担い手が不足していることに鑑み、除排雪を円滑に実施して豪雪地帯の住民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、建設業者の組織する団体その他の営利を目的としない団体等との連携協力体制の整備その他の地域における除排雪の体制の整備を促進するよう適切な配慮をするものとする。

（空家に係る除排雪等の管理の確保）

第十三条の四　国及び地方公共団体は、豪雪地帯において、積雪による空家（建築物又は工作物であって、居住し、又は使用する者のないことが常態であるものをいう。以下同じ。）の倒壊による危害の発生を防止するため、空家について、除排雪その他の管理が適切に行われるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第十四条第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

第十五条第一項及び第三項中「平成二十三年度」を「平成三十三年度」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（水源地域対策特別措置法の一部改正）

2　水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第六項の表中「平成二十三年度」を「平成三十三年度」に改める。

総務大臣　川端　達夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
国土交通大臣　前田　武志
内閣総理大臣　野田　佳彦